

審査会回答第10号  
平成20年5月2日

千葉県選挙管理委員会委員長  
土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成20年1月28日付け千選管第475号による意見照会について、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1 事案名

意見照会第10号

平成19年12月27日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）から提起された、平成19年12月19日付け千選管第439号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付け千選管第440号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分2」といい、「本件処分1」及び「本件処分2」を併せて、以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

#### 2 回答内容

##### (1) 結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

##### (2) 理由

ア 本件処分1について

(ア) 本件処分1に係る開示請求（以下「本件請求1」という。）における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「県選管職員（選管委員含む）がH〇〇. 〇. 〇〇執行〇〇町長選の審査申立てで重大かつ明白な事実誤認をしたことがわかる一切の書類」というものである。

(イ) 実施機関は、開示請求書の内容からは本件請求1に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成19年11月26日付け千選管第412号で申立人に対し補正を求めたところ、申立人から平成19年11月29日付けで補正書が送付された。

(ウ) 補正書に記載された内容は「県選管職員（選管委員含む）が『故

意に真実を隠ぺいしていること』による事実と違うことを記載した書類も対象。例えば、H19. 10. 12付異議申立書（H19. 8. 16付千選管266号分）のH19. 10. 29付補正書の隠ぺい、H19. 10. 13付異議申立書（H19. 10. 12付千選管321号分、補正書含む）を隠ぺいし諮問していない等、真実の隠ぺいを故意にしている事実が明らかになる文書も対象（前述異議申立書も対象。）。H19. 10. 29付異議申立書（H19. 10. 26付千選管355の1他分）に記載されている文書も対象。裁決書の決裁書類も対象。」というものであった。

実施機関は、補正書には本件請求1に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分1を行った。

- (エ) 当審査会で、申立人から提出された開示請求書及び補正書を確認したところ、本件請求1は、開示請求書の記載内容から、〇〇町長選挙に係る審査申立てについて、実施機関が事実誤認をしていることを前提とした開示請求であることが認められる。

また、補正書には、上記(ウ)のとおり記載がされているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

#### イ 本件処分2について

- (ア) 本件処分2に係る開示請求（以下「本件請求2」という。）における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「千葉県選挙管理委員会の事務局職員が平成〇〇年〇月〇〇日執行の〇〇町長選挙の審査申立てで真実を隠していることがわかる一切の書類（真実についての書類も含む）」というものである。
- (イ) 実施機関は、開示請求書の内容からは本件請求2に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成19年11月28日付け千選管第416号で申立人に対し補正を求めたところ、申立人から平成19年12月3日付けで補正書が送付された。
- (ウ) 補正書に記載された内容は「平成19年10月13日付異議申立書（平成19年10月12日付千選管第321号分）を千葉県選挙管理委員会事務局職員が隠していることも含め、審査申立書の補正書（その2）や反論書の弁明を同事務局職員が千葉県選挙管理委員会の承認なしで勝手に〇〇町選挙管理委員会に求めなかったことがわかる決裁書（（補正（その2）と反論書の送付関係））や平成19年10月12日付異議申立書に関する書類も含む。その他平成19年

3月19日の立候補者への説明会で立候補者に口答で説明した証拠がなく、同説明会の手引きで葉書以外認められない」と記載の証拠があるのに隠したことがわかる書類含む、又、土田委員長へきちんと報告がされていないことがわかる書類含む」というものであった。

実施機関は、補正書には本件請求2に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分2を行った。

- (エ) 当審査会で、申立人から提出された開示請求書及び補正書を確認したところ、本件請求2は、開示請求書の記載内容から、実施機関の事務局職員が〇〇町長選挙の審査申立てに関して、真実を隠していることを前提とした開示請求であることが認められる。

また、補正書には、上記(ウ)のとおり記載がされているものの、条例第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

- ウ 以上のことから、請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。